

広島県告示第九百八十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定によって、次のとおり免許を取り消した。

平成二十一年十一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 免許の取消しをした年月日

平成二十一年十一月五日

二 免許の取消しを受けた建築士

1 氏名

達木 幾雄

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

広島県知事登録 第二五二七号（二級建築士）

三 免許の取消しの理由

死亡による。